

## 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

### 手数料など諸費用について

有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。(2019年10月現在)

### この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

### この契約の終了事由

当行の当契約にかかる規定・約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは以下のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がない場合
- お客様が当契約にかかる規定・約款に違反した場合
- お客様が当契約にかかる規定・約款の変更に同意されない場合
- やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

### 当行の概要(※)

商号等 株式会社SMBC信託銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第653号

本店所在地 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目3番1号

設立年月 1986年2月

主な事業 銀行業務・信託業務・登録金融機関業務

登録金融機関業務の内容及び方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行において投資信託のお取引等を行う場合は、主に以下の方法により取り扱いたします。

- お取引にあたっては、預金口座に加え、投資信託口座等の開設が必要となります。
- ご注文と同時にお客様の預金口座より申込金額等を引落とします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。

連絡先 当行支店・出張所、プレスティアホン インベストメント(通話料無料) 0120-322-522

または、ホームページ <https://www.smbctb.co.jp>

加入している金融商品取引業協会 日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

認定投資者保護団体の有無 無

※より詳細な当行の概要は、店頭に備えるディスクロージャー(開示資料)またはホームページ(<https://www.smbctb.co.jp>)をご覧ください。

### [当行の苦情処理措置及び紛争解決措置]

一般社団法人 全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用

一般社団法人 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109または03-5252-3772  
ホームページ <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

証券・金融商品あっせん相談センター連絡先

電話番号 0120-64-5005  
ホームページ <https://www.finmac.or.jp>

金融ADR制度(金融商品・サービスに関する紛争等に関し、訴訟に代えて、あっせん・調停・仲裁等当事者の合意に基づき、迅速・簡易・柔軟な紛争等の解決をめざす制度)のもとで、当行は、苦情処理措置および紛争解決措置として、上記の外部機関を利用いたします。投資信託についての商品・サービス等に関するご意見・苦情等につきましては、お客様は当行連絡先にお申し出いただくか、必要に応じて上記の外部機関もご利用いただけます。

## 投資信託の取引にかかる一般規約

株式会社SMBC信託銀行（以下、「当行」といいます）と投資信託の取引を行う場合、預金口座取引一般規約に加えて、下記の条項を確認し同意したものととして取扱います。

### 本人確認等

**第 1 条** 「犯罪による収益移転防止に関する法律」およびその他の関連法令に基づく取引時確認の手続き、取引時確認のための証明書類、証明手続きは別途定める通りとします。取引時確認ができない場合、お取引をお断りすることがあります。

**2 税法等の規定により、新規口座開設時には住所、氏名、個人番号の告知と本人確認書類等のご提示及び居住先住所等を記載した届出書（以下、「届出書」という）のご提出が必要です。届出書のご提出がない場合には、口座開設をお断りする場合があります。口座開設後に住所、氏名、個人番号を変更する際にも、本人確認書類等のご提示（郵送によるご提出を含みます）が必要です。本人確認書類等のご提示が必要な場合で、本人確認書類等による住所、氏名、個人番号の確認ができない場合には将来の分配金や保有されている投資信託の解約・買取をお断りすることがあり、投資信託の取得のお断りをお断りする場合があります。**

### 反社会的勢力との取引拒絶

**第 1 条** この投資信託の取引は、第15条第2項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に行うことができ、第15条第2項第1号、第2号および第3号の一にでも該当する場合には、当行はこの投資信託の取引をお断りするとともに、当該お客様との取引を制限もしくは停止できるものとします。

### 連名取引口座

**第 2 条** 連名取引口座の開設はできません。

**米国人（米国民、米国居住者、又はグリーンカード保有者）**

**第 3 条** 米国税法上の米国人（米国民、米国居住者、又はグリーンカード保有者）は投資信託口座の開設ができません。取引口座を開設された後、米国税法上の米国人になった場合、当該投資信託口座の維持ができず保有投資信託の売却等が必要になる場合がありますので、遅滞なく本規約第11条および届け出てください。米国税法上の米国人になった場合新規の投資信託購入取引及びスイッチング取引を行うことができなくなり、投資信託口座が凍結される場合や保有投資信託の売却等が必要となる場合があります。また、米国税法上の米国人として分配金を受取った場合や投資信託を売却した場合には米国歳入庁へ報告される場合もあります。

### 非居住者等

**第 4 条** 非居住者および当行への届出住所が日本国外のお客様は投資信託口座の開設を行うことができません。取引口座を開設された後、非居住者となったお客様及び日本国外に住所を変更されたお客様は、当行における投資信託購入取引及びスイッチング取引を行うことができなくなり、投資信託口座が凍結される場合があります。

### 日本証券業協会会員及び特別会員の役職員

**第 5 条** 当行と日本証券業協会協会員（特別会員を含む）の証券従業者との取引につきましては、証券従業者に関する規則の定めるところとしますが、取引口座を開設された後、当該協会員の証券従業者になられた方は、遅滞なく本規約第11条により届け出てください。

### 諸手数料

**第 6 条** 当行との投資信託の取引に関する、申込手数料、特定の投資信託間の乗換えにかかる外国為替手数料等は別途定める通りとします。

### 営業日

**第 7 条** 営業日とは日曜日及びその他政令で定められた休日（土曜日を含む）を除いた日とし、通常午後3時までとします。

### 取引報告書等

**第 8 条** 取引が成立した場合、当行より取引報告書が郵送されます。また、定期的にお取り引きの状況を記載した取引残高報告書を郵送いたします。取引報告書、取引残高報告書の記載内容に疑義のある場合は、速やかに当行支店または管理部門宛までお申し出ください。各帳票記載の期間内にお申し出がないときは、その内容につきご承認いただけたものとして取り扱わせていただきます。

### 取引の勧誘等

**第 9 条** 当行が証券取引の勧誘を行う場合において、当行はその投資信託の将来の利回りにつき責任を負うものではありません。

### 注文の執行等

**第 10 条** お客様の当行に対する売買取引の種類、執行方法等については、当行の応じ得る範囲内で行います。

**2** お客様の購入・解約は委託取引、買取は当行のお取引になります。

**3** 当行へのご注文は、当行が定めた時間内に行うものとします。また運用会社・代行協会員の判断により、受注を中止する場合があります。

**4** 最低購入単位は、当行の定めるところとします。

**5** 当行との投資信託売買等のご注文の際は、売買の種類、特定口座預かり、非特定口座預かりの別、銘柄、売り買いの別、数量等、注文の執行に必要な事項を明示させていただきます。これらの事項を明示しなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。売却のご注文は原則として解約請求のみの受付となりますが、個人のお客様の株式投資信託の売却のご注文について、お客様からのお申し出があった場合には、買取請求も受付します。

**6** 当行へのご注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく、当該ご注文の受付の中止又は取消しをすることがあります。

**①** ご注文に係る必要な書面をお客様が受け取っていることが当行の定める方法により確認できない場合

**②** ご注文の内容が法令またはこの規約の定めのあるいずれかに反し、または反するおそれがあると当行が合理的に判断する場合

**③** 前各号に掲げる場合のほか、ご注文を受けることが適当でないものと当行が合理的に判断した場合

**7** 証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、取引の受付を中止させていただく場合があります。

**8** 当行では、ご注文と同時にお客さまの預金口座より申込金額を引き落としとします。ただし、申込み時間によっては翌営業日に引き落としとなる場合があります。申込金額等の引き落とし時に、お申込み金額等の全額が引き落としできない場合には、当該ご注文を執行することができません。

**9** 当行が認める金融機関以外から本口座への投資信託の移管および本口座から当行が認める金融機関以外への投資信託の移管は取り扱わないものとします。

### 届出事項の変更

**第 11 条** 氏名、住所、電話番号、職業、勤務先、印鑑、居住性、居住先住所その他の届出事項に変更があった場合またはある場合には、遅滞なく、当行所定の方法により変更手続きを行ってください。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明

書」、「住民票の写し」または「個人番号カード」等を、ご提示またはご提供願うこと等があります。

**2** 前項の届出以前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は何ら責任を負いません。

### 顧客情報の取扱い

**第 12 条** 当行との取引に関し、当行は、顧客情報を当行の本支店、関連会社、代理人、その他の第三者（海外を含む）に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続きその他の法的手続又は規制当局により、顧客情報の提出を要求された場合は、その要求に従うことができるものとします。

### 各種約款、約諾書等

**第 13 条** 当行に口座を開設する際、「証券投資信託受益証券等の保護預り規程」を交付しますので、内容を確認してください。

**2** 外国証券取引口座を設定される場合は、「外国証券取引口座約款」の内容を確認してください。

**3** その他、商品又は取引の種類によって約款が交付されるもの、約諾書の提出が必要なものがあります。必ずそれらの内容を確認してください。

**4** 本規約の各条項と個別の約款等との条項に関して相違が生じた場合には、個別の約款等の条項が優先するものとします。

### 清算・解除

**第 14 条** 投資信託の購入または申込代金等が所定の日時までに入金されなかった場合は、当行は当該投資信託を当該日時の翌日以降、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、当行の任意の方法・任意の時期にて、お客様の計算により処分することがあります。

### 解約等

**第 15 条** 本口座は、次の各号のいずれかに該当した場合は、解約されます。

**①** お客様が口座解約を申し出たとき

**②** 当行に有する預金口座が解約されたとき

**③** お客様が本口座に係る届出事項について虚偽の届出を行ったことが判明した場合

**④** お客様が本規約（預金取引に係る規約も含む）のいずれかの事項に違反した場合、および所定の期日までに必要な手数料をお支払されない場合

**⑤** 当行が本口座でのサービス提供の中止を申し出た場合

**⑥** 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本取引を解約すべきと合理的に判断した場合

**2** 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は投資信託に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの投資信託に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。

**①** お客様が預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

**②** お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

**③** お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E.その他AからDに準ずる行為

### 免責事項等

**第 16 条** 次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。

**①** 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手續等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

**②** 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

**③** 当行所定の書類に押印した印影又は署名と届出の印鑑又は署名とを当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、寄託した証券の返還その他の処理が行われることにより生じた損害

**2** 当行が第15条第2項により投資信託取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

### 準拠法及び管轄裁判所

**第 17 条** 当行との取引には、日本の法令諸規則を適用します。

**2** 当行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

### 規約の変更

**第 18 条** この規約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。

## 附 則

**第 1 条** この規約は、2019年10月1日から施行する。

## 証券投資信託受益証券等の保護預り規程

この規程は、株式会社SMBC信託銀行(以下、「当行」といいます)とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

### 保護預り証券の範囲

第 1 条 当行では、金融商品取引法第2条第1項第10号および同第11号に規定する次に挙げる証券を保護預り口座にてお預りします。

なお、これらの証券を総称して「証券投資信託受益証券等」といいます。

- ① 証券投資信託の受益証券
- ② 投資証券
- ③ 投資法人債券

2 当行は前項にかかわらず、相当の理由があるときには投資信託受益証券等の保護預りをお断りすることがあります。

3 この規程に従ってお預りした投資信託受益証券等を「保護預り証券」といい、「保護預り口座」にてお預りします。

### 反社会的勢力との取引拒絶

第 1 条 の 2 この保護預り口座は、第12条第5項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第5項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当する場合には、当行はこの保護預り口座の開設をお断りするとともに、当該預り方法との保護預り口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

### 保護預り証券の保管方法及び保管場所

第 2 条 当行は保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める顧客資産の分別保管に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がないかぎり他の預け主の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管(以下「混蔵保管」という。)できるものとします。なお、累積投資契約のもとつき買付た証券投資信託受益証券等の保管については、別に定めるところによるものとします。
- ② 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。
- ③ 当行は、保護預り証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再委託することがあります。

### 混蔵保管に関する同意事項

第 3 条 前条の規定により混蔵保管する投資信託受益証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の投資信託受益証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに投資信託受益証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他の預け主と協議を要しないこと

### 保護預り口座の設定

第 4 条 投資信託受益証券等については、当行に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当行所定の保護預り口座設定申込書をご提出ください。

2 保護預り口座設定申込書に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。

### 契約期間等

第 5 条 この保護預り契約の当初契約期間は、契約日から1年間とします。

2 預け主または当行から申し出のないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

### 手数料

第 6 条 この保護預りの手数料(以下「手数料」という。)は、別に定める料率と計算方法により、当行所定の日に、預け主が指定した預金口座(以下「指定口座」という。)から、普通預金、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのお手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いくだされ、

2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

3 契約期間中に解約があった場合または保護預り証券のすべてが償還(清算を含む。以下同じ。)された場合は、解約日または償還日(清算日を含む。)の属する月の翌日から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

4 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第9条により当行が受けとる保護預り証券の償還金、分配金(配当金を含む。以下同じ。)または解約、買取り代金等(以下「償還金」等という。)から手数料に充当することができるものとします。

### 社振法に関する同意事項

第 7 条 社振法の施行に伴い、預け主がこの約款に基づき当行に委託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託業者が代理して行うこと
- ② 前号の代理権を受けた投資信託委託業者が、当行に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③ 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める約款の規定により管理すること

### 保護預り証券の返還に準ずる取扱い

第 8 条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2号の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- ① 当行に保護預り証券の解約または買取りを請求される場合
- ② 当行が第9条により保護預り証券の償還金を受取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に委託目的を変更する旨のご指示があった場合

### 償還金等の受入れ等

第 9 条 保護預り証券の償還金等または分配金の支払がある場合は、当行がこれを受けとり指定口座に入金します。

### 連絡事項

第 10 条 当行は、保護預り証券について残高照合のための報告を行います。

2 前項の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

3 当行が届出のあった名称、住所あてに通知を行いましたその他の送付書類を発送した場合には、お客様の責めに帰すべき事由により延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

### 届出事項の変更等

第 11 条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「個

人番号カード」等を、ご提示またはご提供願うこと等があります。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を探ることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

### 解約等

第 12 条 この契約は、預け主のお申し出によりいつでも解約することができます。

解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際に預け主が当行所定の解約依頼書に届出の印影(または署名)により記名押印(または署名)してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。第5条による預け主からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2 前項にかかわらず、当行所定の期間については、この契約の解約をすることは出来ません。

3 保護預り証券は、預け主がお引取りになるまでは、この規定により当行がお預かりしているものとします。

4 次の各号のいずれにも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができますものとして、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当行からの申し出により契約が更新されないとき、および第5項による解約の場合も同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき
- ② 預け主について相続の開始があったとき
- ③ 預け主等がこの規定に違反したとき
- ④ 預け主が第17条に定めるこの規定の変更不同意と認められないとき
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- ⑥ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本契約を解約すべきと合理的に判断した場合

5 前項のほか、次の各号のいずれにも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。

- ① 預け主が預金口座設定申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預け主が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当する行為をした場合

- A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預け主が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A.暴力的な要求行為
- B.法的な責任を超えた不当な要求行為
- C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E.その他AからDに準ずる行為

6 前2項による保護預り証券の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の終了日の属する月の翌月から引取り日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払ください。この場合、第6条第3項にもとづく払戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いくだされ、

7 当行は、前項の不足額を引取り日に第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第6条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

### 緊急措置

第 13 条 法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

### 公示催告等の調査

第 14 条 当行は、保護預り証券について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務を負いません。

### 譲渡、質入れの禁止

第 15 条 この契約による預け主の権利および預り証は、譲渡または質入れすることはできません。

### 免責事項

第 16 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第11条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、投資信託受益証券等を受入れまたは保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、投資信託受益証券等の預入れまたは保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前項の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または第9条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第13条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

2 当行が第12条第5項により本取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預け主がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって預け主にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

### 規程の変更

第 17 条 この規程は、法令の変更その他必要が生じたときに変更することがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。

## 附 則

第 1 条 この規程は、2019年10月1日から施行する。





## 投資信託に係る書類の電磁的交付に関する規程

本規程は、当行が第2条で規定する書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当行の使用に係るコンピュータと、お客様の使用に係るコンピュータとを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法（以下『電磁的方法』といいます。）のうち、第1条で規定する電子交付によりお客様に提供する場合における交付方法について定めるものです。

### 第 1 条 電子交付

電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当行ホームページ内お取引用サイト、プレスティア オンライン（ログインID、パスワード等の入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいます。以下同様とします。）にそれらの事項を記録し、PDF形式のファイルもしくは当行が別途定める形式で、お客様に閲覧またはダウンロードしていただくことをもって書面交付に代える交付方法、お客様の登録メールアドレスへそれらの事項を記載したPDF形式のファイルを配信し記録することをもって書面交付に代える交付方法をいいます。

### 第 1 条 の 2 反社会勢力との取引拒絶

この電子交付は、第7条第2項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができ、第7条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの電子交付依頼をお断りするとともに、当該お客様への電子交付サービスを制限もしくは停止できるものとします。

### 第 2 条 対象書面

1. 当行が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法その他関係法令により規定されている書面、および当行が提供するその他の報告書等のうち、当行が定め、当行ホームページ上に掲げる書面とします。なお、当行が対象書面を追加する場合は、事前に当行ホームページで公表するものとし、これによりお客様から電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱います。
2. 前項の対象書面はすべて電子交付されます。対象書面の一部を紙媒体とすることはできません。

### 第 3 条 電子交付の承諾および申込

1. お客様が電子交付を申込まれたとき、または書面交付を電子交付に変更されるときは、当行所定の方法により電子交付に同意し、本約款を承諾のうえ申込みいただく必要があります。電子交付および本約款に同意いただけないお客様は書面でお受け取りください。
2. お客様が電子交付に同意いただいている場合、お客様から特別なご請求がない限り、原則としてプレスティア オンライン上に掲載される対象書面の郵送による交付はいたしません。紙媒体による対象書面の交付を希望される場合は、プレスティアホンインベストメントまで郵送による交付をご請求いただくか、SMBC信託銀行各支店までご来店ください。（一部書面を除く）
3. 本サービスは、プレスティア オンライン取引規約に同意いただいたお客様のみ提供いたします。
4. 電子交付の登録手続きには一定の期間が必要であり、手続きが完了する前に、書面による交付が行われる場合があります。

### 第 4 条 当行の都合による対象書面の書面交付

お客様が電子交付を承諾された後でも、当行は、対象書面を紙媒体で交付することがあります。

### 第 5 条 電子交付の方法

1. 当行における書面の電磁的方法による提供方法として、次の各号に定める方法をとっています。PDFファイルでご覧頂く場合、お客様にはあらかじめアドビシステムズ社より配布されている「Acrobat Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただきます。
  - ① 当行の使用に係るコンピュータに備えられたファイルにPDF形式もしくはその他当行が別途定める形式で記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係るコンピュータもしくはお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様ファイルに記録する方法
  - ② 当行の使用に係るコンピュータに備えられたお客様ファイルにPDF形式もしくはその他当行が別途定める形式で記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様に配信し、お客様の使用に係るコンピュータもしくはお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様ファイルに記録する方法
  - ③ 当行の使用に係るコンピュータに備えられたお客様ファイルにPDF形式、または画像ファイルで記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法
2. 前項第1号、第2号の電子交付を利用する場合には、対象書面を保存可能なお客様のパソコン内ハードディスクの空き容量が必要です。
3. 電子交付された対象書面をプリンター等で出力することにより、書面の作成が可能です。
4. プレスティア オンライン上で電子交付された対象書面は当該取引を最後に行った日より6年間、プレスティア オンラインに掲載されますので、いつでもご確認が可能です。ただし、当行の投資信託口座をすでに閉鎖されたお客様に係る対象書面については、当行が定める一部の書面を除き、特にお申し出のない限り、消去することにご同意されたものとみなします。

### 第 6 条 お取引明細書（兼取引残高報告書）の電子交付についての確認事項<削除>

### 第 7 条 電子交付の中止・内容変更

1. 当行は、合理的な理由がある場合には、お客様の承諾およびお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁への指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し書面交付できるものとします。

2. 次の各号の一にでも該当し、お客様からの電子交付依頼を受けることが不適切である場合には、当行はこの電子交付依頼を拒絶し、またはお客様に通知することによりこの電子交付契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの電子交付契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。

- ① お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A.暴力的な要求行為
  - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E.その他AからDに準ずる行為
3. 前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本電子交付契約を解約すべきと合理的に判断した場合、本電子交付契約は解約されます。
4. 前項以外の場合でも、次に該当する場合には本電子交付契約は解約されたものとします。
  - ① プレスティア オンラインもしくはプレスティア モバイルの利用を停止する旨のお申出があった場合
  - ② プレスティア オンラインもしくはプレスティア モバイルにて登録されている代表口座が解約された場合

### 第 8 条 免責事項

1. 当行は、利用者の依頼について、電話やコンピュータ端末等を通じて当行が依頼内容を受領した場合にのみ責任を負うものとします。また通信機器・回線の故障、電話不通等通信手段の障害等により本サービスが遅延し、もしくは不能となった場合、または当行が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行に過失がある場合を除き当行は一切責任を負いません。
2. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴が行われたことにより利用者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行に過失がある場合を除き当行は一切責任を負いません。
3. 当行および当行の関連会社（以下併せて「当行等」といいます。）は、アクセスサービスプロバイダーや閲覧ソフトにより本サービスが遅延し、もしくは提供不能となった場合、または当行等が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行等に過失がある場合を除き一切責任を負いません。
4. 当行等は、コンピュータウイルスおよびその関連の障害等により利用者にもいかなる損失、損害、または諸費用等が発生しても、当行等に過失がある場合を除き一切責任を負いません。
5. 本サービスの利用に関連していかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行等に過失がある場合を除き、当行等は一切責任を負いません。
6. 当行が第7条第2項により電子交付契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によってお客様にもいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

### 第 9 条 規程の変更

この規程は、法令の変更その他必要が生じたときに改定することがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。

## 附 則

- 第 1 条 この規約は、2019年10月1日から施行する。